

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第11号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の訂正をしないとした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 訂正の請求

- (1) 異議申立人は、平成18年8月18日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、保有個人情報に係る自己情報開示請求を行い、実施機関は、「平成15年7月7日の聞取事項報告書の全ての記録」（以下「本件訂正請求対象情報」という。）を保有個人情報の内容とする自己情報開示決定を行い、平成18年9月11日付け東広建竹第102号で異議申立人に通知した。
- (2) 異議申立人は、平成18年12月7日付けで、本件訂正請求対象情報について、自己情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (3) 実施機関は、本件訂正請求は訂正請求の趣旨及び理由に不明確な点があるため、自己情報訂正請求書の補正について平成18年12月22日付けで異議申立人に通知し、異議申立人は、平成18年12月24日付けで自己情報訂正請求書（補正）を提出した。

2 本件訂正請求に対する決定

実施機関は、本件訂正請求に対し、訂正請求に係る保有個人情報の内容検討等に期日を要するとして自己情報訂正決定期間延長を行い、平成19年1月10日付け東広建竹第219号で異議申立人に通知した上で、訂正に係る保有個人情報の内容が事実でないとは客観的に判断できる証拠が示されず、その事実関係が明らかでないとして、条例第24条第2項の規定により自己情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年2月8日付け東広建竹第282号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年2月25日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件訂正請求の対象となった保有個人情報の訂正を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成15年7月7日に竹原支局内において〇〇・〇〇・〇〇の3名と応接した際の発言内容を記録した書類(メモを含む。)として開示された本件訂正請求対象情報には、真実と異なる虚偽の内容が記録されているため、次のとおり真実の内容に訂正するよう求める。

なお、異議申立人は当日その場に立ち会っているが、当該報告書は県の職員が作成したもので、異議申立人はその内容を読み聞かされたわけではなく、署名押印も求められていない。

○訂正その1(〇〇課長が、人の命より橋を許可しない方が大切であると発言しました。)

【申請人の夫】

人命危険で自動車での通行が困難です。

【〇〇管理係長】

進入路となる市道は公道なので、いずれにしても通ってください。

【申請人の夫】

それであれば、例え市道であっても、もし人命事故等が発生したときは、賠償責任の5000万円は広島県が受け持ってください。

【申請人の子】

人の命と橋では、どちらが大切なんですか。

【〇〇維持管理課長】

橋の方が大事です。

【申請人の夫】

今、課長から重要な発言があった。

【〇〇維持管理課長】

砂防指定地内の橋の認可については、県の行政判断である。今回の申請を許可したら、1mごとに申請が個別に出てきたとき、すべて許可しなければならなくなるので困る。

【申請人の子】

とんでもない発言である。申請人は、人命危険だから橋梁設置申請書を提出している。課長に撤回する機会を与えます。

【〇〇維持管理課長】

発言の内容には責任を持ちます。

○訂正その2(「こちらの勘違いであった」とは発言していません。)

【申請人の夫】

私たちは5月12日にも〇〇組と一緒に訪れ、〇〇係長さんと会いました。その時、工事場所が東条と書かれた申請書の図面と同じこの図面を示して、理由書に書いた人命が危険な個所について説明したのに、いつ工事場所が東条から峠に変わったのですか。

【〇〇管理係長】

東条と書かれたその図面は初めて見る。竹原市から副申のあった申請書の図面に記載されている工事場所は、はじめから峠となっている。

【申請人の子】

竹原市を通じて申請されているのなら、竹原市が工事場所を訂正したかもしれないし、この場であれこれ言っても水掛け論になるだけだから、これ以上はやめよう。

※竹原支局は、平成17年7月21日付け行政文書部分開示決定通知書で明らかにしたとおり、過去にも工事場所を「東条」と誤記した図面をもって予算を執行した事実があることを認めました。

○訂正その3（「事業主体は誰か？」とは発言していません。）

【申請人の夫】

橋梁の歩道を新設したのは広島県であり、広島県には段差を生じさせた原因者責任があります。従って、自治会などの要望はまったく必要ないはずであり、広島県が責任をもって安全な状態に回復する工事をすべきです。

○訂正その4（「Rはいくらか？」とは発言していません。）

【申請人の子】

工事設計書はあるのですか。

○訂正その5（「怠慢である。」と発言した経緯が違います。）

【申請人の夫】

進入路の市道は、自動車の通行ができないことになっている。

【〇〇維持管理係長】

どこに聞いたら分かるんですか。

【申請人の子】

そんなことは、公務員なら自分で調べなさい。警察でもどこでも。そんなこともせずに、怠慢である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件訂正請求対象情報は、橋梁架設申請の回答を橋梁架設申請者等へ説明したときの状況を上司へ報告するための報告書である。報告者が説明時に書き取ったもの、その後、報告書作成時に思い出してまとめたもので、双方の発言を一言一句書いたものではなく、報告者が報告の必要があると考える事項を報告用にまとめて作成した文書である。

異議申立人は、報告書内の双方の発言内容の訂正を求めているが、異議申立人による自己情報訂正請求書及び自己情報訂正請求書(補正)では、客観的で明確に訂正が必要と判断できなかった。

このことから、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないと客観的に判断できる根拠が示されず、その事実関係が明らかでないため、不訂正決定を

行ったものであり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人等が実施機関の職員3名と応接した際の発言内容を記録した書類である「平成15年7月7日の聞取事項報告書の全ての記録」には真実と異なる虚偽の内容が記録されているとして、異議申立人が請求する内容に訂正するよう求めるものである。

実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないとして客観的に判断できる根拠が示されず、その事実関係が明らかでないとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 自己情報訂正請求について

条例第22条第1項は、「何人も、自己に関する保有個人情報(略)の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(略)を請求することができる」旨規定している。

また、条例の解釈運用基準では、「訂正は、保有個人情報の『内容が事実でない』場合に行われるのであって、『事実』とは、具体的には氏名、住所、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事実をいう。したがって、本条に基づく訂正請求の対象は、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正しない旨の決定をすることとなる。」とされている。

(2) 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件訂正請求対象情報を見分したところ、平成15年7月7日に実施機関の職員3名が、相手方である異議申立人を含む橋梁架設申請者等に対して橋梁架設申請の回答について説明を行った際の内容を、県と相手方の双方の発言を順次記載するという形式で、実施機関の職員により「聞取事項報告書」として作成され、竹原支局の支局長までの決裁印が押印されていることを確認した。

また、当審査会において、実施機関の内規である広島県文書等管理規則(平成13年広島県規則第31号)及び広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)を見分したところ、協議記録等の作成を義務付けている規定や作成の際にどのような内容にするかなどについての規定は見当たらなかった。

そうすると、当該聞取事項報告書は、橋梁架設申請の回答を橋梁架設申請者等へ説明したときの状況を上司へ報告するため、報告者が説明時に書き取ったもの、その後、報告書作成時に思い出してまとめたもので、双方の発言を一言一句書いたものではなく、報告者が報告の必要があると考える事項を報告用にまとめて作成したものであるという実施機関の説明は不自然とはいえない。

当該聞取事項報告書がこのような目的や方法で作成されたものであることを考慮すると、本件訂正請求対象情報は、実施機関の判断により記載されるものであり、客観的に判断できる事実とは認められないため、条例第22条第1項に規定する訂正請求の対象である事実には該当せず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 2	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 28	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 4. 22 (令和元年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 27 (令和元年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授